

だい かい てなんと ちんりょう しえんきん 第2回テナント賃料支援金

しんがたころなういるすかんせんしやう えいきやう う うりあげ へ ちゆうしやうじぎやうしや こじんじぎやうしや
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減っている中小事業者や個人事業者
こていひ やちん いちぶ しえん じぎやう つつ ささ
の固定費（家賃など）の一部の支援をすることにより、事業が続けられるよう支えます。

【対象となる人】

よっかいちしな い とち たてもの ちんしゃく ちんりょう しほら か じぎやう
四日市市内において土地・建物を賃借（賃料を支払って借りる）し、事業をしている
ちゆうしやうきぎやう しやうきほじぎやうしや こじんじぎやうしやなど
中小企業・小規模事業者、個人事業者等

【支給を受けるために必要な条件】

2021年2月～2021年9月の売上高（売上の金額）が、以下の①又は②に当てはまること。

- ① 1か月で前年又は前々年の同じ月に比べて50%以上減少（減った）
- ② 連続3か月の合計で前年又は前々年の同じ時期に比べて30%以上減少（減った）

【支援金の金額】

8月・9月・10月分テナント賃料等（家賃）の1/2（上限10万円/月）
てんぼ じぎやうしよ さいだい まんえん
1店舗・事業所あたり最大30万円

【受付期間】

2021年10月25日（月）～2022年1月31日（月）15:00まで

【申請方法】

- ・オンライン <https://www.yokkaichi-tenant.com>（11月1日から開始）
 - ・郵送 2022年1月31日（月）当日消印有効（郵便局が受け付けた日）
- ※申請書などの様式は、上記ホームページからダウンロードしてください。

【郵送先】

〒510-8501 三重県四日市市諏訪町2番5号 四日市商工会議所3階
テナント賃料支援金事務局 宛て

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での直接の申し込みは一切受け付け
しません。

※郵便の料金が足りない場合は受け付けしません。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡（記録が残る）ができる方法で郵送して
ください。

【問い合わせ先】

※窓口では申請等の相談をいたしませんので、電話で問い合わせてください。

四日市商工会議所3階 テナント賃料支援金事務局

電話番号 059-350-2530

受付時間 9時30分～12時、13時～17時（月～金・土日祝日除く）